

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成30年4月5日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号：関東信越（受）第1700408号  
厚生局事案番号：関東信越（厚）第1800001号

## 第1 結論

- 1 請求期間のうち、請求者のA社における昭和59年11月1日から同年12月1日までの期間及び昭和60年4月1日から平成19年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第5欄に掲げる標準報酬月額とする。

別表の第1欄に掲げる月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（別表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、請求者のA社における昭和60年4月1日から同年9月1日までの期間、同年11月1日から平成3年11月1日までの期間、平成4年3月1日から平成10年10月1日までの期間、平成13年11月1日から平成14年10月1日までの期間及び平成16年9月1日から平成17年9月1日までの期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第6欄に掲げる標準報酬月額とする。

別表の第1欄に掲げる月の訂正後の標準報酬月額（上記1の期間については、別表の第5欄に掲げる上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間のうち、請求者のA社における昭和59年12月1日から昭和60年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、41万円とする。

昭和59年12月から昭和60年3月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

## 2 請求内容の要旨

請求期間：昭和59年11月1日から平成19年9月1日まで

請求期間に事業主から支給されていた給与額（標準報酬月額）と国が記録している標準報酬月額が相違しているため記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち昭和59年11月1日から同年12月1日までの期間及び昭和60年4月1日から平成19年9月1日までの期間について、請求者から提出されたA社に係る給与明細書により、別表の第2欄、第3欄及び第4欄に掲げるとおり、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び当該期間の標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の別表の第1欄に掲げる月の標準報酬月額については、上記給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は本来の報酬月額から、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第5欄に掲げる標準報酬月額とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成22年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、平成23年2月に破産手続廃止の決定が確定しているところ、請求期間当時の事業主（2名）のうち1名は所在がわからず、もう1名は亡くなっている上、同社の元破産管財人は、資料は破産手続廃止時に同社取締役へ渡した旨陳述しているが、同取締役は当該資料について既に廃棄してしまった旨陳述していることから、請求者の別表の第1欄に掲げる月に係る期間の標準報酬月額に係る届出及び厚生年金保険料の納付について確認できないが、当該期間について、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は本来の報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は本来の報酬月額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料（別表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち昭和60年4月1日から同年9月1日までの期間、同年11月1日から平成3年11月1日までの期間、平成4年3月1日から平成10年10月1日までの期間、平成13年11月1日から平成14年10月1日までの期間及び平成16年9月1日から平成17年9月1日までの期間に

については、上記給与明細書により、別表の第3欄及び第5欄に掲げるとおり、当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれも上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、昭和60年4月から同年8月まで、同年11月から平成3年10月まで、平成4年3月から平成10年9月まで、平成13年11月から平成14年9月まで及び平成16年9月から平成17年8月までの標準報酬月額については、上記給与明細書により確認できる本来の報酬月額から、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第6欄に掲げる標準報酬月額とすることが妥当である。

なお、昭和60年4月1日から同年9月1日までの期間、同年11月1日から平成3年11月1日までの期間、平成4年3月1日から平成10年10月1日までの期間、平成13年11月1日から平成14年10月1日までの期間及び平成16年9月1日から平成17年9月1日までの期間に係る別表の第1欄に掲げる月の訂正後の標準報酬月額（別表の第5欄に掲げる訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間のうち昭和59年12月1日から昭和60年4月1日までの期間については、オンライン記録において、請求者の標準報酬月額が22万円とされているところ、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、昭和59年12月の随時改定により請求者の標準報酬月額を41万円に改定する記録が記入された後に、昭和59年11月の随時改定により請求者の標準報酬月額を22万円に改定する記録が記入されていることを確認することができ、上記昭和59年12月の随時改定による請求者の標準報酬月額の改定が、オンライン記録に反映されていないことが確認できる。

また、請求者から提出された上記給与明細書から判断すると、請求者の昭和59年12月1日から昭和60年4月1日までの期間に係る標準報酬月額は、昭和59年12月の随時改定により41万円とすることが妥当であると考えられ、上記厚生年金保険被保険者名簿において確認できる昭和59年12月の随時改定は、事業主が厚生年金保険被保険者標準報酬月額変更届を適正に届け出た結果、記入されていることが推認できる。

さらに、日本年金機構は、上記厚生年金保険被保険者名簿において確認できる昭和59年12月の随時改定の記録に基づき請求者の標準報酬月額を訂正することが必要か否かは不明と回答している一方、上記厚生年金保険被保険者名簿において確認できる昭和59年12月及び同年11月の随時改定の記録には整合性がないとの回答をしており、社会保険事務所における請求者に係る厚生年金保険の記録管理が十分に行われていなかったものと認められる。

以上のことを総合的に判断すると、上記厚生年金保険被保険者名簿において確認できる昭和59年12月の随時改定により、請求期間のうち昭和59年12月1日から昭和60年4月1日までの期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

## 別表

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
昭和59年11月	22万円	32万円	32万円	32万円	
昭和60年4月から同年8月まで	22万円	30万円	24万円	24万円	30万円
昭和60年9月	22万円	30万円	32万円	30万円	
昭和60年10月	22万円	32万円	32万円	32万円	
昭和60年11月から昭和61年7月まで	22万円	41万円	32万円	32万円	41万円
昭和61年8月及び同年9月	22万円	41万円	30万円	30万円	41万円
昭和61年10月から昭和63年9月まで	22万円	38万円	30万円	30万円	38万円
昭和63年10月から平成2年9月まで	22万円	41万円	30万円	30万円	41万円
平成2年10月から同年11月まで	22万円	44万円	30万円	30万円	44万円
平成2年12月から平成3年6月まで	22万円	44万円	34万円	34万円	44万円
平成3年7月から同年9月まで	22万円	53万円	34万円	34万円	53万円
平成3年10月	24万円	53万円	34万円	34万円	53万円
平成3年11月から平成4年2月まで	24万円	53万円	53万円	53万円	
平成4年3月から同年9月まで	24万円	53万円	34万円	34万円	53万円
平成4年10月から平成5年9月まで	24万円	53万円	47万円	47万円	53万円
平成5年10月から平成6年9月まで	24万円	53万円	44万円	44万円	53万円
平成6年10月	24万円	47万円	38万円	38万円	47万円
平成6年11月から平成7年6月まで	24万円	47万円	34万円	34万円	47万円
平成7年7月から同年9月まで	24万円	53万円	34万円	34万円	53万円
平成7年10月から平成8年6月まで	24万円	50万円	36万円	36万円	50万円

(別表の続き)

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成8年7月から同年9月まで	24万円	56万円	36万円	36万円	56万円
平成8年10月から平成9年6月まで	24万円	50万円	41万円	41万円	50万円
平成9年7月から同年9月まで	24万円	59万円	41万円	41万円	59万円
平成9年10月から平成10年6月まで	24万円	56万円	47万円	47万円	56万円
平成10年7月から同年9月まで	24万円	59万円	47万円	47万円	59万円
平成10年10月から平成11年9月まで	24万円	59万円	59万円	59万円	
平成11年10月から平成12年9月まで	26万円	59万円	59万円	59万円	
平成12年10月から平成13年6月まで	28万円	53万円	62万円	53万円	
平成13年7月から同年9月まで	28万円	59万円	62万円	59万円	
平成13年10月	30万円	59万円	62万円	59万円	
平成13年11月から平成14年9月まで	30万円	59万円	53万円	53万円	59万円
平成14年10月	32万円	47万円	53万円	47万円	
平成14年11月から同年12月まで	32万円	47万円	47万円	47万円	
平成15年1月から同年3月まで	32万円	36万円	47万円	36万円	
平成15年4月から同年6月まで	32万円	36万円	59万円	36万円	
平成15年7月から同年8月まで	32万円	36万円	47万円	36万円	
平成15年9月から平成16年8月まで	34万円	36万円	47万円	36万円	
平成16年9月から平成17年8月まで	36万円	53万円	47万円	47万円	53万円
平成17年9月から平成18年8月まで	38万円	41万円	47万円	41万円	
平成18年9月から平成19年8月まで	41万円	44万円	47万円	44万円	